

## 豊橋市起業支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市起業支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、発展性をもって新たに市内で事業を開始する起業者に対し、起業に係る経費の一部を補助することにより、地域経済の活性化や雇用の創出を促し、もって本市の産業振興に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 起業 新しく事業を起し、市内に事業所を有することをいう。
- (2) 起業の日 法人にあつては会社設立の日、個人事業者にあつては所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定による開業等の届出における開業日をいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。
- (4) 起業者 事業を営んでいない個人が市内において小規模企業者として起業した者であつて、継続して事業を営んでおり、起業の日より起算して1年を経過していないものをいう。ただし、個人事業者にあつては市内に住所を有する者に限る。
- (5) フランチャイズチェーン 次のいずれにも該当する店舗をいう。
  - ア 他の事業者（以下「本部」という。）から、特定の商標、商号等を使用する権利を付与されている店舗
  - イ 物品販売、サービス提供その他の事業又は経営について、本部からの援助、統制及び指導に基づき、統一的な方法により実施されている店舗
  - ウ ア及びイの対価として本部に金銭を支払っている店舗
- (6) 補助対象事業 起業者が補助金の目的に即して行う事業をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の

いずれにも該当する起業者であって、市長が適当と認めたものとする。

- (1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を行う者（以下「認定連携創業支援等事業者」という。）によって事業計画の策定に係る指導及び助言を受けており、起業後においても認定連携創業支援等事業者による指導及び助言を継続的に受けること。
- (2) 継続して本市に本店（個人事業者にあつては住所）を有する意思を有すること。
- (3) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (4) フランチャイズチェーンでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類A農業、林業又はB漁業を主たる事業として行う者
- (2) 日本標準産業分類に掲げる大分類Mの宿泊業、飲食サービス業のうち小分類766のキャバレー、ナイトクラブを事業として行う者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者
- (4) 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び鉱産税をいう。）を滞納している者
- (5) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (6) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (7) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (8) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、起業に要

する経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 1 単位当たり10万円以上の設備及び備品の購入に係る経費
- (2) 広告宣伝に係る経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助対象経費に含まないものとする。

- (1) 汎用性があり補助対象事業の目的以外に使用することが容易なもの。ただし、市長が適当であると認めるものを除く。
- (2) 消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額。ただし、免税事業者及び簡易課税制度適用者については、この限りではない。
- (3) 申請をしようとする者（以下「申請者」という。）が個人の場合であって、補助対象経費の支払先との関係が、申請者の配偶者若しくは1親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは1親等内の血族若しくは姻族を代表取締役若しくは親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）とする法人であるもの
- (4) 申請者が法人の場合であって、補助対象経費の支払先との関係が、申請者の代表取締役若しくは親会社等である自然人の配偶者若しくは1親等内の血族若しくは姻族又は当該配偶者若しくは1親等内の血族若しくは姻族を代表取締役若しくは親会社等とする法人であるもの  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費（国、地方公共団体その他公共的団体から別に助成措置を受けた場合は、補助対象経費から当該助成措置の額を控除した額）の2分の1の額とする。ただし、起業に当たり、30万円を限度とし、予算の定める範囲内で交付するものとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第7条 規則第4条第1項の規定による交付の申請は、豊橋市起業支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、起業の日から1年以内かつ申請年度の2月末日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては登記事項証明書、個人事業者にあつては個人事業の開業・廃業等届出書の写し

- (2) 経費の支払等を証明する書類の写し
- (3) 認定連携創業支援等事業者が発行する特定創業支援等事業相談カルテ（様式第2）又はこれに準ずるもの
- (4) 補助対象事業を実施したことが確認できる写真又は成果品
- (5) 認定連携創業支援等事業者の指導及び助言を受け作成した事業計画書（様式第3）
- (6) 所得証明書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一の申請者につき1回限りとする。

（交付の決定及び額の確定）

第8条 規則第5条第2項の規定による交付決定通知及び規則第11条の規定による確定通知は、豊橋市起業支援事業費補助金交付決定・確定通知書（様式第4）によるものとする。

（事業状況の報告）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、前条に規定する交付の決定及び額の確定をした日の属する年度の翌年度において、事業状況の報告を求めることができる。

（財産処分の制限）

第10条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産のうち、次に掲げる財産を市長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (1) 不動産の従物
- (2) 機械、重要な器具その他の重要な財産で、取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のもの
- (3) 第5条第2項第1号の規定により市長が適当であると認めたもの

2 前項各号に掲げる財産について、補助金を交付した日の属する会計年度の終了後5年を経過した場合は、同項の規定は適用しない。

3 補助事業者が第1項の規定により市長の承認を得て処分したことにより収入があったときは、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（補助金の返還等）

第11条 市長は、補助金を受けようとする者が創業した事業を廃止し、又は休止の状態にあり、事業再開の見通しが立たないと認められるときは、補

助金を交付せず、又は減額することができる。

- 2 市長は、補助金を受け又は受けようとする者が虚偽の申請その他不正の行為により補助金を受け、又は受けようとしたときは、補助金を交付せず、又は減額し、若しくは全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に起業した者について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に起業した者について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

平成29年4月1日付改正後の第9条の規定は、この要綱の施行の日以後に提出を受ける報告から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条第1項2号の規定は、この要綱の施行の日以後に同条第2項に規定する日を迎えるものについて適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定は、この要綱の施行の日以前に申請したもので、決算を3期迎えていないものについても適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の各要綱の規定により作成されている様式は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前に第8条の交付決定通知及び交付額確定通知を受けたものは、第9条の事業状況の報告については従前のおりとする。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。